

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項(2023 年度)

2023 年 1 月 10 日修正

主催

奈良県シニアサッカー連盟(以下『連盟』という。)

1. 目的

連盟の運営を円滑に行うため、この条項を定める。

2. 運営(細則あり)

シニアリーグを運営する為に、各リーグに運営委員を置く。

3. 参加資格(細則・特記事項あり)

毎年、連盟が定める締切期日までに、加盟登録を完了したシニア種の単独チーム(O50・O60 特例有)とする。

※女子選手参加に関しては細則規定に準ずる。

4. 試合方法

① 試合時間 O40・O50 リーグを 25 分ハーフ、O60 リーグを 20 分ハーフとする。

② 交代選手 再交代可能とする。

③ 競技規則 現行の日本サッカー協会競技規則に準ずる。

但し、リーグシーズン途中での競技規則改正に対しては連盟協議の上適応するかどうか検討し通知する。

④ その他 勝敗の決しない場合は引分けとし、延長は行わない。

5. リーグの運営

① 組み合わせ・日程

各リーグ競技委員は組合せ及び日程を決定し、運営委員の承認を得その旨を所属する各チームに通知する。但し、組合せ及び日程の決定後において個別チームの都合による変更はこれを認めない。

② 予定の変更

リーグの日程・試合会場など、運営の予定に変更が生じた場合、日程については 14 日前までに、場所については 7 日前までに各リーグの競技委員は所属するチームに通知する。

③ グラウンドの使用

[1] 準備・後始末(会場担当者指示のもと)

グラウンドの準備当日会場担当チーム指揮のもと第 1 試合の両チームが行い、後片付けは最終試合の両チームが行う。

[2] 不正行為及びペナルティ

グラウンド管理者よりチーム名において、グラウンド使用状況について苦情を受けたチームに対して罰則を課す。当該罰則の内容については、連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

④ 審判(細則あり)

[1] 資格

審判(主審・副審・4 審)は、連盟が認定する資格を有する者が行う。(細則あり)

[2] 所属:奈良県協会所属審判員とする。

[3] 審判手帳

審判を行う者は、審判員証を携帯し、4 審にこれを提示する。

[4] 割り当て

審判の割り当ては各リーグの競技委員が行うが、派遣要請を受けたチームは正当な理由なくこれを拒否してはならない。

[5] 不正行為及び罰則

割り当てられた審判員が連絡なしに審判を行わなかった時、または連盟が認定する資格を有さない者に審判を行わせた時、並びに理由なく審判の割り当てを拒否したときは、その者が所属するチームに罰則を与える。以降の処置については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

⑤ 棄権敗・不戦敗（細則あり）

[1] 棄権敗

各リーグの運営委員会で定められた試合当日に、やむを得ない事情により試合を行うことが不可能となったチームは、その日の8日前までに相手チームの了解を取り各リーグの運営委員長に報告しなければならない。この場合、当該チームのその試合の成績を「棄権敗」とする。「棄権敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

[2] 不戦敗

試合当日にキックオフの時刻に出場できる選手が7名未満(6人以下)のチームの当該試合の成績を「不戦敗」とする。試合中に出場できる選手が7名未満(6人以下)になったチームの当該試合の成績についても「不戦敗」とする。「不戦敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

[3] 特別措置

チームメンバー内にて新型コロナウイルス感染者(濃厚接触者)が出た場合に活動停止となる特別措置を適応する。(細則)

6. 競技(試合)の運営・規則

① 警告及び退場(細則あり)

[1] 退場

主審より退場を命ぜられた選手及び、ベンチ内で退席処分を受けた者は、原則次節の1試合を出場停止とする。以降の処分については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

※退場内容により期間の延長(規律委員会にて)あり。

[2] 警告

リーグ期間中、3試合において警告を受けた選手は、次節の1試合を出場停止とする。

又、以降の処置については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

[3] 処分の波及(I)

退場による次節1試合の出場停止処分に限り、当該処分を受けるべき選手に対する処分が未了のままリーグが終了した場合、来期の公式戦の1節目に処分を波及させる。

[4] 処分の波及(II)

リーグ期間中に受けた警告については、各カップ戦にはそれを波及させない。但し、退場処分(累積による退場を含む)を受け、その処分が未了の場合にはこれを波及させる。

リーグによる順決定戦(入れ替え戦)のある場合は累積警告や出場停止処分は継続波及させる。

② メンバー表の提出(細則あり)

試合開始30分前までに、メンバー表2部を会場担当者(4審)に提出する。

メンバー表は各リーグ(全カテゴリー)競技委員による登録方式とする。(細則あり)

③ 試合結果の報告

会場担当チームは当日の試合結果報告書を速やかにリーグの競技委員及び連盟競技委員長に報告する。

④ 運営及び行為に関する事項

- ・要項(細則)に規定されている事項及び、その他の尊厳すべき事項を守らないチームには規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ・本委員会・連盟に対し非協力的、又は運営に支障をきたす行為を繰り返すチームは規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ・試合中、練習中を問わず各会場内外の器物を破損した場合、当該チームにおいて弁償するものとする。故意に器物を破損(未遂含む)した場合は規律委員会で協議する。

⑤ 試合中断に関する事項(細則あり)

負傷者への対応、施設(照明等)トラブルや不具合、雷及び豪雨などで試合を中断に関する事項。施設利用時間までに当日の試合が消化できないと判断された場合は当該試合を中断し再試合とする。

⑥ 試合球はすべてのリーグにおいて連盟配布指定球を使用すること。(細則あり)

7. 成績および順位

① 勝点

勝ち(棄権勝、不戦勝を含む)3点、引き分け1点、負け0点、不戦敗-3点

② 順位の決定

1. 勝点の多い順
2. 1が同一の場合は得失点差
3. 1と2が同一の場合は総得点
4. 1と2と3が同一の場合は当該チームの対戦成績
5. 1と2と3と4が同一の場合は同一順位とするが、リーグの入れ替えに関わる順位の場合は順位決定戦を行う。

③ リーグの入替

[1] プレミアリーグ～1部リーグの入れ替えについて

- ・プレミアリーグ9位・10位のチームは1部リーグに自動降格
- ・プレミアリーグ8位のチームは1部リーグ3位のチームと入れ替え戦
- ・1部リーグ1位・2位のチームはプレミアリーグに自動昇格
- ・1部リーグ3位のチームはプレミアリーグ8位のチームと入れ替え戦

[2] 1部リーグ～2部リーグの入れ替えについて

- ・1部リーグ9位、10位のチームは2部リーグへ自動降格
- ・1部リーグ8位のチームは2部リーグ2位(A・Bリーグ2位決定戦勝者)のチームと入れ替え戦
- ・2部リーグ1位(各A・Bリーグ)のチームは1部リーグへ自動昇格
- ・2部リーグ2位(2位決定戦勝者)のチームは1部リーグ8位のチームと入れ替え戦

[3] Middlesリーグの入れ替えについて

- ・Aブロック7位はBブロックへ自動降格 Bブロック1位はAブロックへ自動昇格
- ・Aブロック6位のチームはBブロック2位のチームと入れ替え戦

特記事項:リーグ終了後来期シーズンに新規参加または脱退チームがありチーム数に変更のある場合は委員により検討しリーグ開始までに変更決定する事。

8. ユニフォーム(細則あり)

各チームはユニフォームを色の違うものを2着試合会場に持参する事とする。

※ (公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。

9. 要項(細則)の変更と適応

リーグにより競技要項を変更する場合は必ず競技委員長ならびに委員長に申し出、協議し承認を得る。

10. 要項(細則)ならびに規約の厳守

奈良県シニアサッカー連盟に属し、奈良県シニアサッカーリーグに参加するチーム又は選手は奈良県シニアサッカーリーグ要項を遵守し又、奈良県シニアサッカー連盟の規約ならびに運営委員会決定事項を厳守するとともに、運営委員会活動業務、協会活動に積極的に参加する事。

11. 連盟委員の任期について

- ・奈良県シニアサッカー連盟を構成する各リーグにおける運営・協議・総務・審判・規律委員は第一回全体総会に決定後1年間とする。
- ・連盟委員長 任期5年 就任後4年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・競技委員長 任期5年 就任後4年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・総務委員長 任期5年 就任後4年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・審判委員長 任期3年

委員長・競技委員長・総務委員長・審判委員長の決定方法

決定においては奈良県シニアサッカーリーグの参加チーム代表者の中から委員長、競技委員長、総務委員長の推薦をもって選出する。

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項細則(2023 年度)

2023 年 1 月 10 日修正

2. 運営に関して細則

別紙運営委員会組織の構成委員をもって運営にあたる事とする。

各リーグ参加チームにおいては加盟申込に記述項目を厳守し協力をする事。

3. 参加資格細則

① 040 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チームである事。

選手は上記に所属し 1984 年（昭和 59 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

（※女子選手参加に関しては上記①細則に準じる。）

② 050 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同（混成）チーム（特例-1）ならびに（特例-2-1）も可とする。

合同（混成）チームにおいても日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）チーム加盟登録は必要とする。

選手は上記いずれかに所属し 1974 年（昭和 49 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

（※女子選手参加に関しては上記②細則に準じる。）

③ 060 カテゴリーに関しては日本サッカー協会（奈良県サッカー協会）所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会所属（奈良県サッカー協会）シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同（混成）チーム（特例-1）ならびに（特例-2-2）も可とする。

選手は上記に所属し 1964 年（昭和 39 年）4 月 1 日までに生まれた選手である事。

特例-1

050、060 カテゴリーに関して特例として合同（混成）チームである事の規定としてこれに関しては 2023 年度～2024 年度において適応する。

特例-2-1

050 カテゴリーに関してアンダー枠規定を設ける事とする。

（特例アンダー枠規定とは②規定の生まれ月日以降で 1975 年（昭和 50 年）4 月 1 日までに生まれた選手であればメンバーを 1名まで 試合に参加出場を認める）

適応期間に関して

2023 年度～～～細則通り実施 （※2 以後の撤廃時期はチーム数状況次第とする。）

特例-2-2

060 カテゴリーに関してアンダー枠規定を設ける事とする。

（特例アンダー枠規定とは③規定の生まれ月日以降で 1966 年（昭和 41 年）4 月 1 日までに生まれた選手であればメンバーを 3名まで 試合に参加出場を認める）

特例-2-3 （女子選手枠特例）

特例-2-1(050 アンダー枠規定において) 18 歳以上（高校生不可）出場可とする。但し日本サッカー協会所属（奈良県サッカー協会）加盟登録された選手。社会人等、その他特例-2-1 において出場する選手は選手証を競技委員長に提出し許可を受けメンバー登録する事。

④ 全ての選手はスポーツ障害保険に加入し参加する事とする。

⑤ チーム内に有資格者審判員（4 級以上 2 名）を確保する。

⑥ 参加エントリー期間

2023 年 2 月 1 日から 2 月 10 日（新規チーム・継続チーム）

上記までの期間に所定のリーグ参加申込書（加盟登録届け）を連盟に提出し承認を受ける事。

新規参加チームにおいては所定期間に加盟登録届けを連盟に提出し審査及び（ヒアリング）承認を受け

（※所定期間とは連盟より各年度毎に告示）

5. リーグの運営

- ④ 審判 [1] 資格 は4級以上とする。 ※主審・副審・4審共、有資格者とする事。

審判服に関して主審・副審・4審全てにおいて上下着は審判服着用する事を必須とする事。

4審(及び会場担当)に関してはHP上の運営について会場担当編、4審の役割内容を厳守する事。

審判に関する特記事項

審判割り当ては選手登録の無い者でも可とする。

※但し、登録内容確認表の所属審判(有資格者)に登録された者に限る。

- ⑤ 棄権敗・不戦敗における得点ならびに勝ち点

棄権敗・不戦敗においては全て試合結果を0:5とし、試合開始前の不戦敗にのみ勝ち点において-3点とする。

棄権敗・不戦敗における罰則

・回数毎において罰則を課するものとする。

・一回目において----対戦相手チームの次節以降の担当審判代行

・二回目において----対戦相手チームの次節以降の担当審判代行+会場担当代行(三回目以降は同じ)

且つ、棄権敗又は不戦敗を二回以上行くと次期リーグに関しては降格とする。

これらの罰則を規律委員から対象試合日程を指示し上記罰則に当たるものとする。

- [3] 特別措置に関して

チーム所属選手にて新型コロナウイルス感染症者又は濃厚接触者が出た場合に活動停止となる措置を適用し所属選手において基本2週間(発症日より)の活動停止とする。以後は状況に応じ判断するものとする。(シニア連盟に関わるリーグ戦及び大会を対象とするが、練習試合等個々チームの活動も自粛対象)尚、活動停止となることで予定されているリーグ戦を実施不可能となる場合リーグ戦 の場合は振替(リーグにて調整)とし大会は棄権敗扱いとする。

6. 競技(試合)の運営・規則

- ① 警告及び退場

1. 同一試合において2枚のイエローカードで同試合退場。次節試合(1試合)出場停止。

※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。

2. レッドカードで退場。基本次節試合(1試合)出場停止。

※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。

但しレッドカードの場合は何試合出場停止とするかは内容により連盟規律委員会にて審理・裁定。

(悪質な場合数試合の出場停止もありうる)

3. 累積イエローカードでの出場停止に関して。

年間リーグ試合9試合以下の場合は2枚、10試合以上の場合は3枚の累積で次節試合(1試合)出場停止とする。

※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。

(以降の処置については連盟規律委員会にて審理・裁定)

4. 同一試合中イエローカードを受け次にレッドカードの場合。

次節試合(1試合)出場停止とし(3.に準ずる)イエローカードは累積で残る。

※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。

- ② メンバー表の提出(メンバー表に関して)

登録方式とは各リーグ競技委員に登録メンバー表と選手証を提出し確認を受けた上で競技委員の確認押印のあるものとし試合当日の選手証の提示は不要とする。登録、抹消時毎に行うものとする。

登録メンバーの追加又は削除の場合は5日前までを受付(提出日とする)の対象とする。

但し、大会においては登録方式を採用せずメンバー表と選手証を提出する。

選手証の承認条件

1. JFAから発行された電子登録選手証に写真(顔)を登録したもの。

2. コピー可(印字が判別できるもの)写真(顔)を登録されたもの。

※ コピーされたものに写真を貼り付けたものは認めないものとする。

メンバー表に関する不正（詐称、虚偽）行為等に対する罰則規定

出場選手が他の選手の名前を使用出場又は他チーム登録者が出場した場合における罰則

1. チーム代表者においては以後永久追放とする。
2. そのチームの戦績抹消および登録抹消。

補足事項

- ・当該選手も把握した上での行為であればチーム代表者と同罰則(①)とし又、チーム全体が把握していた場合も把握していた選手を対象とし同罰則(①)とする。
- ・その他の場合の選手においては他のチームへ移籍するかもしくは選手により新しいチームにて来期よりリーグ参加することを良しとする。同ユニフォームは使用できない。

⑤ 再試合の場合（再開の起点）

1. 得点有無に関係なく中断時点からの再開とする。
2. 警告、退場は全て中断時点までを継続適応する。
3. 人数（選手）は中断時点と同様とする。

当初の試合のメンバー表出場欄に○印又は/印の記載がありメンバーチェックを受けた者のみ出場可能とする。但し、当初の試合の出場メンバーが参加不可の場合メンバー表に記載あるメンバーで補充しまた当初の試合のメンバー表記載のメンバー数まで追加補充する事ができる。

再試合の場合の試合結果報告書への記載義務

- ・当該試合の総得点記入欄に「〇〇分〇〇秒中断 再試合」と記載
- ・特記事項欄に詳細事項を記載。
- ・会場担当者は各リーグ運営委員に報告し、運営委員は再試合の為の日程調整を行う。
- ・中断があった場合は次節リーグ戦の前に再試合を行う事とする。
※再試合の前に他のカードを実施した場合、警告、退場の処分が他の試合で適応されるのを防ぐ為にある。（警告、退場処分がない場合はこれにあらず。）

雷による中断の要旨

雷鳴が聞こえたら直ちに試合を中断し、30分待ち30分後に回復していれば、試合を行う。

再度雷鳴が聞こえたら、その時点から更に30分待つ。

⇒試合前の場合： 開始時間に間に合わない場合、第1試合は中止。
以降（第2試合・第3試合）も同様。

⇒試合中の場合： 当該試合を中断とし、30分後に回復していれば再開。
それ以降の試合開始時間をずらすため、第3試合が中止となる。
全試合中止の場合、試合途中の試合についての再試合は上記の通りとする。

※会場担当者は中断により中止となる試合における当該チームへ試合中止となる旨を連絡する。

- ⑥ 特記事項 試合球（連盟配布指定球）は、050、060 リーグが 400g（シニア軽量球）900hPa を使用。

8. ユニフォームに関する細則

基本：（公財）日本サッカー協会 ユニフォーム規定を適用する事。

奈良県シニアサッカーリーグにおける特例

特例① ユニフォームは 1 着以上を持参(2 着以上が好ましい)。※相互確認する。

正・副の 2 色については明確に異なる色とする。

特例② アンダーシャツの色は問わない。原則、チーム内で同色のものを着用する。

アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。原則、チーム内で同色の物を着用。

ソックステープ等の色は問わない(チームでの統一の必要なし)

特例③ ユニフォーム（シャツ及びショーツ及びソックス）に関し同色、同柄であればメーカー等マークの有無や違いまでは認めるものとする。（マークとはワンポイント部分とする）
帯状の文字は柄として扱い不可とする。

特例④ 胸番号及びチーム識別表記（チーム名・エンブレムまたはその両方）必要とする。

但し、シャツ正面にチーム識別表記することを原則とするが、そのチームであることが識別可能であれば良しとする。（例 AAAA.FC→AAAA AAAA.地名→AAAA）

注意事項

- ① ビブス着用は不可とする。
- ② ゴールキーパーのショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色は不可とする。
- ③ キャプテンマークを着用する事。(050 リーグU 裃着用の黄色とは色の違うものを着用する。)
- ④ 組み合わせ表における左記側のチームをホームチーム扱いとし右記側をアウェイチーム扱いとし原則ホーム側にユニフォーム選択権を与える。
- ⑤ 他府県や全国大会等への出場の場合は大会ユニフォーム規定準ずる。
- ⑥ FP ならびに GK のユニフォームにおける表記(番号、チーム識別表記、広告等)は同じにする。

大会参加等における特記事項

全日本シニアサッカー大会(040, 050, 060) 関西大会奈良県予選参加チーム規約

- ① 040 カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属 シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属する **1984年(昭和59年)** 4月1日までに生まれた選手である事。
- ② 50 カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属 シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属する **1974年(昭和49年)** 4月1日までに生まれた選手である事。
- ③ 参加前年度までに1年以上奈良県シニアサッカーリーグに参加実績のあるチームである事。
(参加実績においては奈良県社会人サッカーリーグでも可とする)
(削除: 但し③に属するチームであってもメンバーの過半が1年以上奈良県シニアサッカーリーグ又は奈良県社会人サッカーリーグに参加実績のある事とする。)
- ④ **削除: ③以外で新規参加チームであっても過半が1年以上奈良県シニアサッカーリーグ又は奈良県社会人サッカーリーグに参加実績のあるメンバーにて構成されたチームは参加可とする。**
- ⑤ 全日本シニアサッカー大会(040, 050) 奈良県予選参加チームはチームとして継続維持し奈良県シニアサッカー(040, 050)各リーグに参加する事、又はしている事とする。
各リーグとは040参加の場合は040リーグ、050参加の場合は050リーグを意味する。
また、上記各大会に参加した選手は参加したチーム以外での奈良県シニアサッカーリーグ **同カテゴリー(040, 050)への参加を不可**とし、そのために移籍することはできない。
但し、奈良県予選大会終了後リーグ戦 **2節**まで移籍を不可とし、**3節**以降はその限りではない。
関西大会出場チームにおいては関西大会終了後リーグ戦 **2節**まで移籍を不可とし、**3節**以降はその限りではない。
同単独登録チームからのカテゴリー別(040と050と060)の大会に参加する事を可とする。
(削除: 但し、各カテゴリーへの参加選手は重複してはならず、又⑤但し書き部分以降を同様とする。)
- ⑥ 060 カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チーム又は合同チーム又は選抜チームである事。
選手は上記に所属する **1964年(昭和39年)** 4月1日までに生まれた選手である事。
選抜チームの場合は連盟主催の選抜選考セレクションにおいて決定する事。
現在奈良県は選抜チームとする。
- ⑦ 選手は奈良県予選で出場したチーム以外(関西大会、全国シニア大会において)のチームでの出場を禁じる。項目⑦においては逆参加(他府県からの参加)も禁じる。
違反チームにおいては同年度においては代表となった場合の取り消し及び次年度の本大会の参加不可とする。
- ⑧ **各カテゴリーのシード基準ならびに数においては次項目に記載**

大会におけるシード数ならびに参加選考基準

全日本シニアサッカー大会(040, 050、060)関西大会奈良県予選参加シードチーム基準と数

シード基準に関して

- ① 前年度同大会における優勝、準優勝チームが参加された場合はこの2チームを第1、第2シードとし、以後第3、第4については前年度リーグ戦の戦績順によりシードされる。

シード数に関して

- ① 各カテゴリー大会参加チーム数が8以上の場合はシードされるチーム数を4とし、7以下の場合はシードされるチーム数を2とする。

シニアサッカーChampionship Area6 + Plus in NARA 参加出場優先基準

- ① 040・050においては前年度リーグ成績順位を優先し4番目以下は当年度全日本予選順位において決定する。

060はこの限りではない

関西フェスティバル(関西シニア協会開催) 参加出場優先基準

- ① 040においてはプレミアリーグ1位・2位、1部リーグ1位・2位の成績順位を優先し決定する。
- ② 050においてはリーグ成績順位を優先し決定する。
- ③ 060はこの限りではない

(コロナ感染症対策における特記事項)

メンバー表チェック時にメンバーからの健康チェックリスト未提出(確認欄チェックなし)の場合はそのメンバーは会場担当者(四審)に健康チェックリストを提出し必ずチェック確認を受ける事。チェック確認のない場合は出場できない。 確認欄チェック及び代表署名は直筆とする。

登録・移籍に関する取り決め事項

- ① 040・050 リーグにおいて同チーム間での移籍は可とし、移籍後は必ずチームメンバー登録を行いリーグ競技委員の押印のあるもの(メンバー表)のみを有効とする。
メンバーの移籍(新規)追加、抹消ある時はその都度リーグ競技委員の押印を必要とし登録受付はリーグ試合期日の5日前までとする。
- ② 所属リーグ終了後に他リーグチーム(未終了)への移籍を禁止。